

第2節

国際社会の繁栄の実現に向けた取組

【総論】

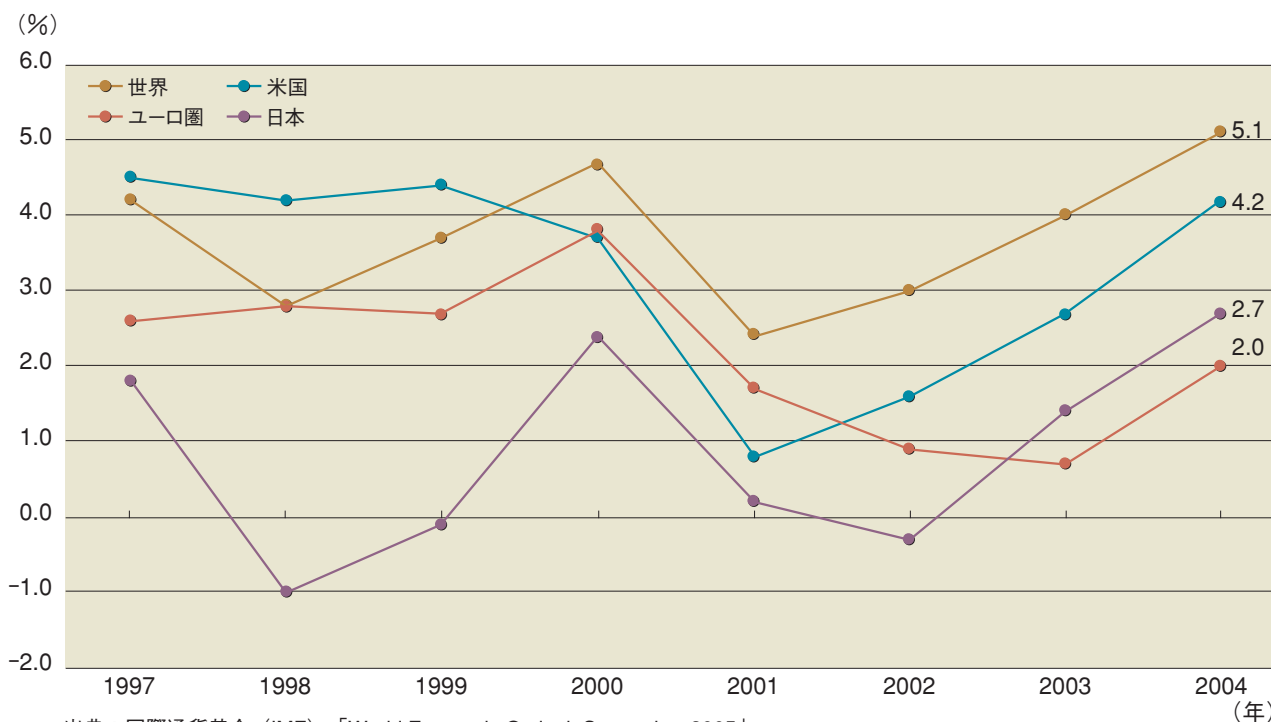
2005年の世界経済は、前年に比べて若干緩やかながらも、おおむね堅調な成長を続けた。原油価格の高騰や深刻な自然災害等の影響が懸念されたものの、米国は景気拡大を継続し、アジアの新興経済国もめざましい成長を続け、世界的な経済成長を牽引した。日本も内需主導の経済成長を続け、世界経済への貢献に対する期待がますます高まっている。

こうした中、日本は、日本経済及び世界経済の更なる強化のため、以下の5つの重点課題を柱とする総合的な経済外交を推進している。すなわち、①世界貿易機関（WTO）を基軸とする多角的自由貿易体制（グローバルな取組）の維持・強化と、

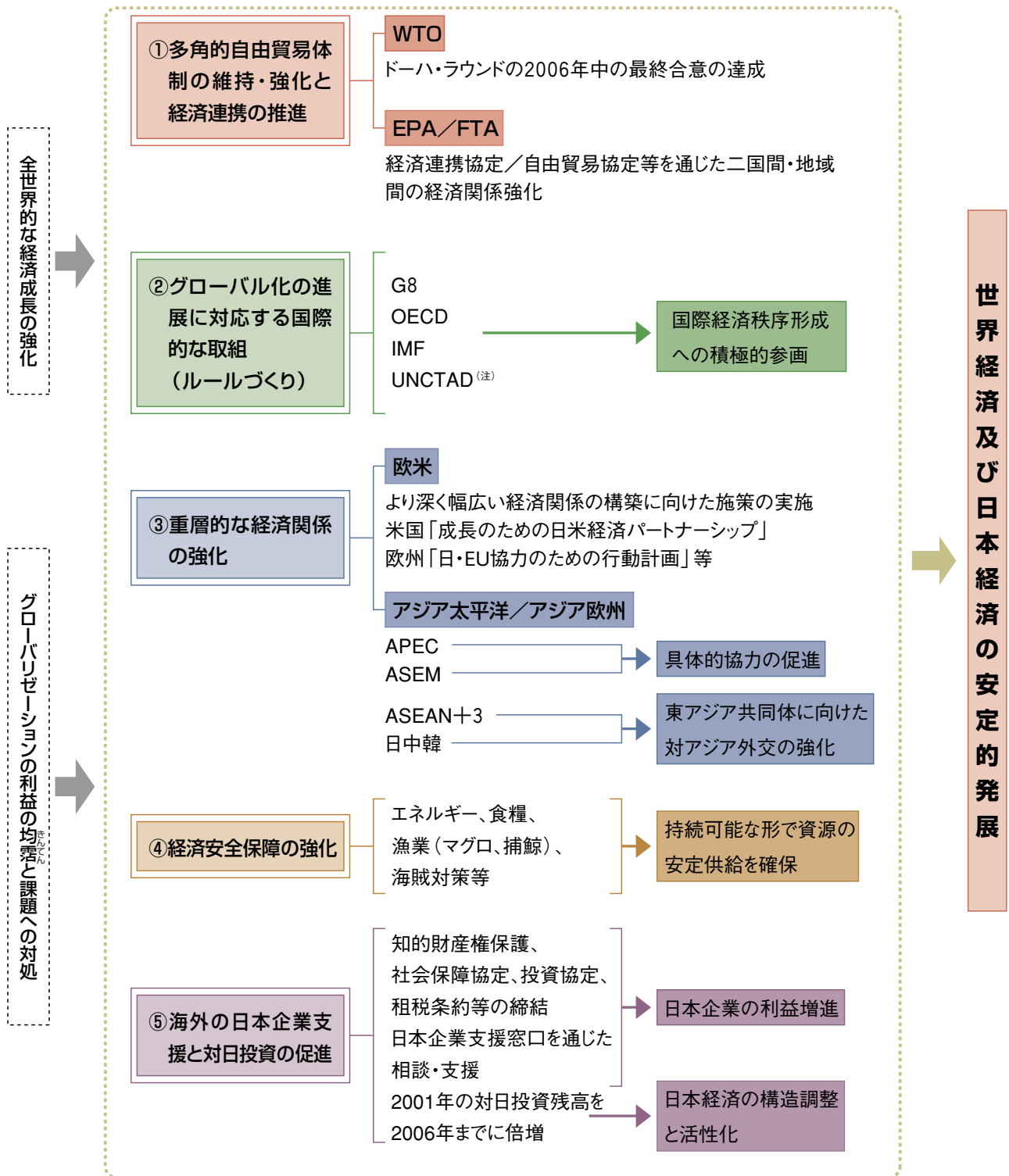
これを補完する地域及び二国間レベルでの経済連携の推進のためのルールづくり、②世界経済の成長、持続可能な開発等、地球規模の問題に効果的に対応するための国際的取組への積極的参画、③APECやアジア欧州会合（ASEM）等の地域間協力の枠組み、日米・日欧経済関係等の重層的な経済関係の強化、④国民生活に直結するエネルギー、食糧、漁業（マグロや鯨等）、海賊対策等の経済安全保障の強化、⑤知的財産権の保護を含む海外の日本企業支援と対日投資の促進－の5点である（次ページの図表「日本の対外経済外交のテーマ」参照）。

また、国際社会は地球規模の諸課題に取り組む上で科学技術の活用を重視しており、日本は、科学技術立国として発展して

主要国の実質GDP及び成長率



日本の対外経済外交のテーマ



(注) 国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)

きた経験を踏まえ、科学技術協力協定等を通じた二国間協力や、宇宙・核融合等の分野での多国間協力を推進している。

日本は、これら諸課題解決のため、国際

社会の繁栄に向けた取組に積極的に参加しつつ、日本の経済的利益の促進に努めていく考えである。

1. 多角的貿易体制の強化

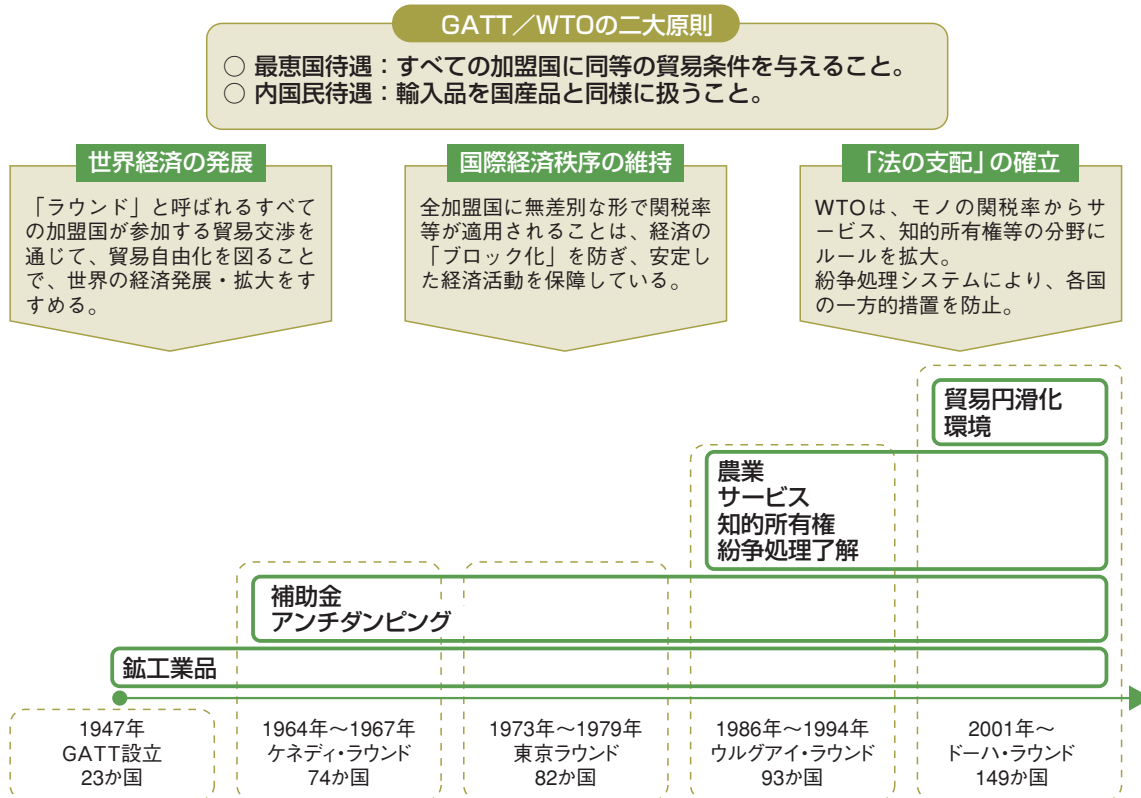
(1) 多角的貿易体制の意義と重要性

第2次世界大戦の敗戦による経済の荒廃から復興し、日本が経済発展を遂げ今日の繁栄を築くことができたのは、戦後発足したGATT/WTO体制^(注1)に基づく多角的貿易体制から受けた恩恵が大きな要因である。これまで自由貿易の推進に深く参画してきた日本にとり、今後もWTOを中心とするルールに立脚した多角的貿易体制の強化・発展は不可欠である。具体的には、①多角的かつ無差別な貿易ルールの維持・強化による、世界経済のブロック化防止、②貿易拡大による世界経済の成長、さらに

は開発途上国の発展を通じた世界の安定と繁栄への寄与、③規律が未定の分野におけるルール策定やWTOの紛争処理システムを通じて一方的な措置の是正を可能とすることによる、経済分野における「法の支配」の推進の3点が、日本にとって特に重要である。

以上のように、多角的貿易体制の発展と日本の経済的利益は密接に関係しており、世界第2位の経済大国である日本が、そのルールづくりに参画することは極めて重要である。

多角的貿易体制の発展 GATTからWTOへ



(注1) GATT(関税及び貿易に関する一般協定)は1947年に23か国・地域により調印、日本は1955年に加盟を実現した。1995年にWTOが設立されるまでの約50年間にわたって、自由貿易体制の確立に影響を及ぼした。

(2) 2005年の交渉概観

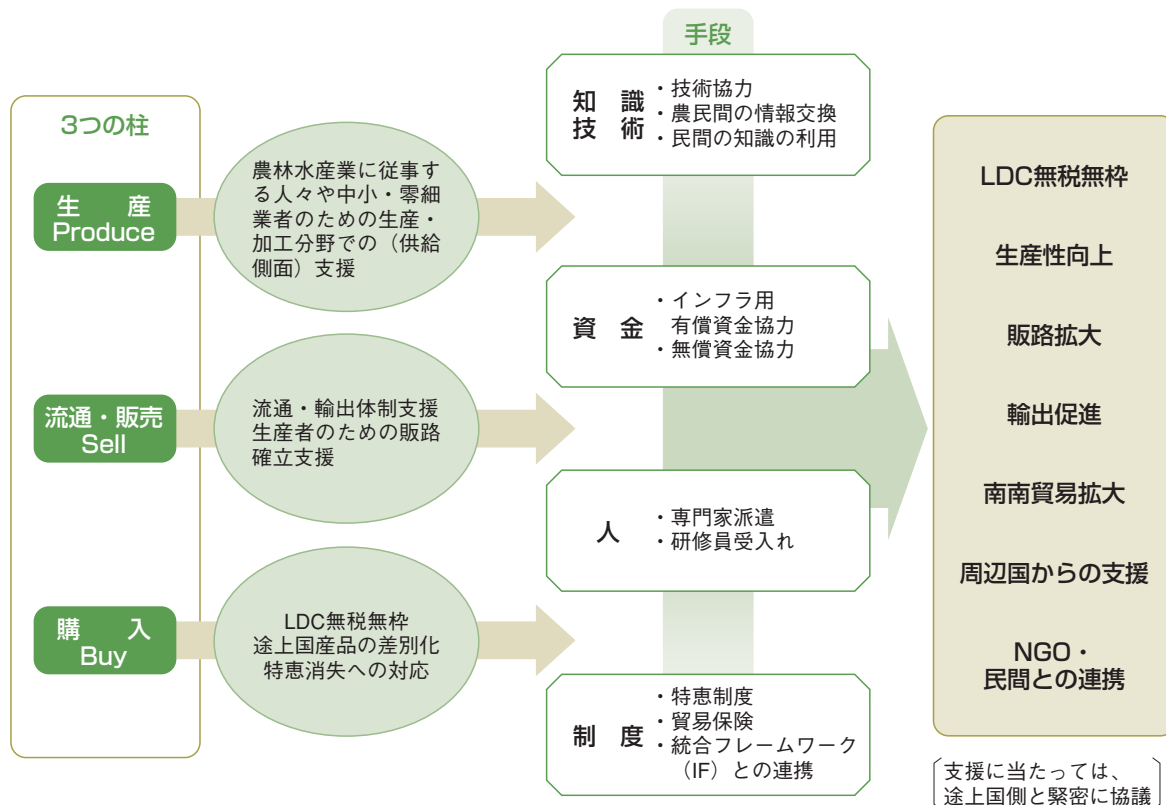
2001年11月のドーハ閣僚会議で交渉開始が決まった「ドーハ開発アジェンダ」交渉では、農業、非農産品（鉱工業品、林水産品）、サービス、開発問題、ルール（アンチダンピング等）、貿易円滑化（貿易手続きの簡素化等）等の貿易にかかわる様々な問題について交渉されてきた。

2005年には、スイス・ダボス、ケニア・モンバサ、パリ、中国・大連等で非公式な閣僚間交渉が随時行われた。2005年10月から主要国間で、農業分野における関税や国内補助金の具体的な削減率を含めた本格的な交渉の段階に入り、日本を含むG10グループ^(注2)も農産品の関税削減方式等に関する

G10提案を出した。

12月に第6回WTO閣僚会議（香港閣僚会議）が開催された。会議ではその時点で各国が合意できる点を確認し、2006年4月末までに農業・非農産品分野に関して具体的な関税削減率等、各国共通のルールについて合意を目指すことで合意した。また日本は、「ドーハ開発アジェンダ」交渉の主要議題である開発途上国の開発問題に関して、会議に先立って、「開発イニシアティブ」（詳細は171ページ参照）を発表することで、開発途上国の懸念にこたえる内容の閣僚宣言採択に大きく貢献した。

開発イニシアティブ



(注2) 食料純輸入国グループ (EU加盟国となったブルガリアが2005年4月に離脱し、日本、スイス、ノルウェー、アイスランド、韓国、台湾、リヒテンシュタイン、モーリシャス、イスラエルの計9か国・地域で構成。)

(3) 主要分野の概観

(イ) 農 業

農業分野では、2013年までのすべての輸出補助金撤廃が香港閣僚会議で合意され、国内補助金や関税率の引下げ方式の骨格が固まった。今後、具体的な削減率及びセンシティブ品目^(注3)の数や扱いを決定するための厳しい交渉が予想されるが、日本はこれまで同様、農業の多面的機能や食料安全保障等の非貿易的関心事項に配慮した、バランスのとれた最終合意を目指して取り組んでいく。

(ロ) 非農産品市場アクセス交渉

非農産品市場アクセス交渉は、鉱工業品及び林水産品の関税や非関税障壁をいかに軽減するかを対象としている。「7月枠組み合意」^(注4)の下、関税削減方式（以下、フォーミュラ）、分野別関税撤廃・調和、開発途上国配慮等の主要論点を中心に交渉を行ってきた。香港閣僚会議では、フォーミュラについて、高関税ほど大きい削減とする「スイス・フォーミュラ」の採用で合意されたものの、最終的な関税水準の決定を巡っては、依然として、より野心的な成果を目指す先進国及び一部開発途上国と、開発途上国配慮を重視する開発途上国との間の意見の隔たりが大きい。鉱工業で強い競争力を持つ日本としては、実質的な市場アクセスの改善につながる成果を目指して引き続き努力していく。

(ハ) サービス

「7月枠組み合意」を受けて、2005年5月末までに各国が質の高い改訂オファー^(注5)を提出することが期待されたが、その質・量とも不満足なものに終わった。これを受けて、日本は、これまでの二国間の交渉方式に加えて、全加盟国ないし関係国が共同で共通の達成目標を追求することを強く主張し、その導入に主導的役割を果たした。一部開発途上国の反発もあったが、香港閣僚会議では中身のある交渉目標、交渉方法及び交渉日程^(注6)が合意され、2006年の本格交渉に向けた足掛かりを得ることができた。

(ニ) 開 発

開発途上国がWTOの加盟国の5分の4以上を占めている現状で、開発途上国の開発問題は、今次ラウンドの中核的テーマとなっている。開発途上国に対する「特別かつ異なる待遇（S&D）」、綿花問題^(注7)、統合フレームワーク（IF）^(注8)、技術援助等の開発に関するテーマについて活発に議論されてきている。特に、S&Dについては、後発開発途上国（LDC）グループの提案が集中的に議論され、香港閣僚会議で同提案が採択された。

日本が香港閣僚会議に先立ち発表した「開発イニシアティブ」は、貿易の促進を通じて開発途上国の開発に資することを目的とした包括的支援パッケージである。貿

(注3) 食料の自給や、各国の地理的制約、環境等の貿易とは別の次元の観点（非貿易関心事項）ゆえに市場アクセスの拡大等に応じにくいもの。2004年7月の枠組み合意（注4参照）によって、通常の関税削減方式とは別扱いすることとなっている。

(注4) 2004年7月、ジュネーブで開催された一般理事会で採択されたもの。①農業と非農産品市場アクセス交渉における大枠の合意の決定、②通関手続きの改善等を行う貿易円滑化交渉の立ち上げ、③開発途上国の開発問題が交渉の中心的な課題であることを受けた開発途上国への配慮に関する多くの言及がなされた。

(注5) 各加盟国がサービス貿易自由化のための更なる約束を行うため、提出が求められていたもの。2005年12月末現在で、提出数は加盟国149か国・地域のうちすでに54か国・地域（日本は6月に提出済み）。2000年にサービス交渉開始以来、今回のオファー提出は、2002年6月の初期オファーに続いて2回目のオファー提出となる。

(注6) 香港閣僚会議におけるサービスに関する合意事項：自由化約束を改善する際に指針とすべき具体的目標（外資の自由化推進等）、これまでの二国間のリクエスト・オファー方式に加え、複数国間のリクエスト・オファー交渉方式の導入、第2次改訂オファーを2006年7月31日までに、最終約束案を同年10月31日までに提出することなど。

(注7) 西アフリカのLDC4か国（ブルキナファソ、ベナン、マリ、チャド）によって提起された問題。この4か国にとって、本来、綿花は十分競争力のある産業であるにもかかわらず、一部先進国が自国の綿花産業に与えている補助金のために、綿花輸出が阻害され大きな打撃を受けているとして、先進国に対して補助金の段階的撤廃及び撤廃完了までの補償措置を要求している問題。

(注8) WTO、UNCTAD、ITC、UNDP、IMF、世界銀行の6国際機関による対LDC開発途上国貿易関連技術支援共同イニシアティブであり、二国間や多国間の貿易関連技術支援の効率的実施を行う。LDCの多角的貿易体制参画を通じた貧困削減、持続的経済発展の達成も目的としており、LDCの供給側の制約解消に資するものとして、LDCや国際社会の期待も高い。

易を構成する「生産」、「流通・販売」、「購入」の各局面で、LDC 製品の市場アクセスの原則無税無枠化や ODA を通じた途上国の一般市民に手が届く様々な支援を組み合わせ、総合的かつきめ細かな支援を行うもので、今後3年間に貿易・生産・流通インフラ関連分野における100億ドルの資金協力と計1万人の専門家派遣及び研修生受入れを目標としている。

(ホ) WTO 下の紛争解決制度

WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱として、紛争解決制度がある。日本を含め各加盟国は同制度を積極的に活用してお

り、1995年の WTO 発足時から2005年12月末までの10年間の紛争案件数は、既に335件（年平均33.5件）に達している^(注9)。

2005年には、日本が米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」手続き^(注10)がダンピング防止協定等に違反すると申し立てた案件や、「日本の検疫措置（リンゴ火傷病）」^(注11)を巡る日米間の紛争は、日本が関連措置を改正し、解決した。日本が申立てを行った「米国のバード修正条項」^(注12)については、米国による是正が見られなかったことを受け、日本は対抗措置を9月に発動した。

2. 経済連携協定 (EPA) の推進

日本は、WTO を中心とする世界的な貿易自由化の推進を対外経済政策の基本としてきているが、WTO を補完するものとして、EPA を通じて国と国との多様な経済関係に即した新しい国際ルールづくりを推進している。

グローバル化の深化によって従来の「国家」を単位としてその「国境」を越える形を基本とした国際経済関係は性格を変え、国民と国民が直接かかわり合う、言わば面と面が重なり合うような経済・社会の実態が生じている。

特に日本と東アジア諸国との経済関係は急速に深化・発展しており、こうした実態にふさわしい法体系を形成する必要から、日本は、国境を前提としたモノの交易を中心とする自由貿易協定 (FTA) を越えて、

投資、サービス、知的財産、協力等の幅広い分野を対象とする EPA を推進している^(注13)。こうした EPA の包括的な性質のために、交渉には多大な努力を要するが、交渉の加速化のために政府全体として様々な工夫をしてきている。

12月、マレーシアのクアラルンプールで開催された小泉総理大臣とアブドラ首相との首脳会談で、日・マレーシア EPA が署名された。二国間の貿易投資拡大・自由化の枠組みを提供し、幅広い分野における両国の連携を図る本協定は、東アジア諸国との EPA 交渉進展の大きな推進力となるものである。

タイ及びフィリピンとの間でも交渉を進めている（注：タイとの EPA については、2006年2月初めの交渉において条文が基本

(注9) GATT の下での紛争案件数は、1948年から1994年の間に314件(年平均6.7件)。WTO の下での335件のうち、2005年12月までに日本が当事国として関わった案件は26件(WTO 事務局の年次報告書に掲載されているすべての案件を1件として計算)。

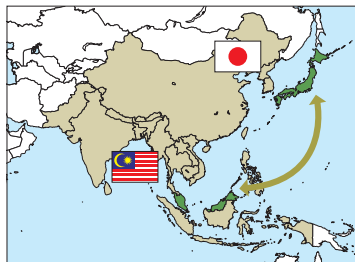
(注10) 米国商務省は、ダンピング・マージン(輸出国の国内正常価格より輸出価格が低い場合の価格差)を計算する際に、①まず、その製品の個々のモデルまたは取引ごとに輸出国の国内正常価格と対米輸出価格を比較し、②その結果を総計して、この製品全体のダンピング・マージンを算定している。この総計をする段階において、①の比較で輸出国の国内価格より対米輸出価格が高いものについては、その価格差はマイナスとなるが、ゼロイングとは、それらをマイナスとして差し引かず、一律「ゼロ」とみなして計算する方式。これにより、ダンピング・マージンが不当に高く計算される。

(注11) 日本がリンゴ輸入解禁の条件として課している火傷病に対する検疫措置(米国内のリンゴ果樹園周囲に500メートルの緩衝地帯を設置することなど)がWTO の関連協定に違反するとして米国が申し立て、米国の主張が認められた。日本が関連措置を改正し、2005年8月に解決。火傷病はリンゴ、ナシ等の果樹に伝染する病害で日本国内では未発生。

(注12) バード修正条項とは、ダンピング防止税及び相殺関税により米国が得た税収を、ダンピングまたは補助金提訴を支持した国内業者に対して分配することを義務付ける米国の国内法(2000年10月成立)。日本ほか複数加盟国の申立てに基づき、2003年1月に違反が確定した。日本の対抗措置の申請は2004年11月にWTO で承認されている。

(注13) EPA の効果としては、貿易・投資の双方向での伸びが挙げられ、例えば2002年の日・シンガポール EPA 発効後、双方向の投資総額が約6割伸びている(2003年度の前年度比)ほか、2005年4月の日・メキシコ EPA 発効後、双方向の貿易総額が約3割増加していると同時に、大型の投資案件が新たに生じている。

日・マレーシアEPA<協定の概要>



日・マレーシアEPAの意義 ～2005年12月13日署名～

- 二国間の貿易投資拡大・自由化の枠組み提供
- 「東方政策」を発展させた新時代の連携の象徴
- 東アジアEPA交渉の進展のための大きな推進力

往復貿易額の約97%で関税撤廃



輸出額の約99%が無税に



輸入額の約94%が無税に

日本からの対マレーシア鉱工業品輸出

→ ほぼすべての鉱工業品につき10年以内に関税撤廃

鉄 鋼：ほぼすべての関税を10年以内に撤廃
一定条件を満たせば関税の免税措置を供与

自動車：現地組立車用部品は関税即時撤廃
その他部品・多くの完成車(2,000cc以上の乗用車等)は2010年までに、その他の乗用車等は2015年までに関税を段階的に撤廃

農林水産品

- 日本による市場アクセスの改善
熱帯果実：マンゴー、マンゴスチン、ドリアン、パパイヤ、ランブータン等は即時関税撤廃
バナナ：関税割当の設置（枠内税率無税（毎年1,000トン））
林産品：合板は協定全体の見直し時の再協議。合板以外の林産品は即時関税撤廃
(注) 違法伐採問題には協力して取り組むことを宣言
- マレーシアによる市場アクセスの改善
温帯果実：リンゴ、ナシ、カキ(柿)等は即時関税撤廃

他分野でも包括的に連携推進

投資：原則として相互に内国民待遇及び最恵国待遇の付与、パフォーマンス要求の禁止

サービス：自国の特定する分野において、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇を約束

知的財産：特許審査の迅速化、周知商標の保護、エンフォースメント（権利行使）の強化、知的財産分野での協力を行う

競争：反競争的行為に対する適切な措置の実施及び規制の分野での協力を行う

ビジネス環境の整備：相手国企業からの苦情・照会の窓口となる連絡事務所を設置

協力：農林水産業、教育・人材養成、情報通信技術、科学技術、中小企業、観光及び環境の7分野での協力

的に確定した)。

インドネシアとの間では、3回にわたって開催された「共同検討グループ」の報告を受け、6月、東京で開催された小泉総理大臣とユドヨノ大統領との首脳会談で、二国間交渉立ち上げについて首脳間で合意した。交渉は7月に開始され、現在進行中である。

こうしたASEAN諸国との二国間交渉と並行して、ASEAN全体との間でも、包括的経済連携協定の交渉を行っており、12月の日・ASEAN首脳会議では、4月の交渉開始から2年以内に交渉を終えるよう最善の努力をすることで一致した。この協定は、日本のEPAに新たな地平をひらくものであり、交渉は加速されつつある。

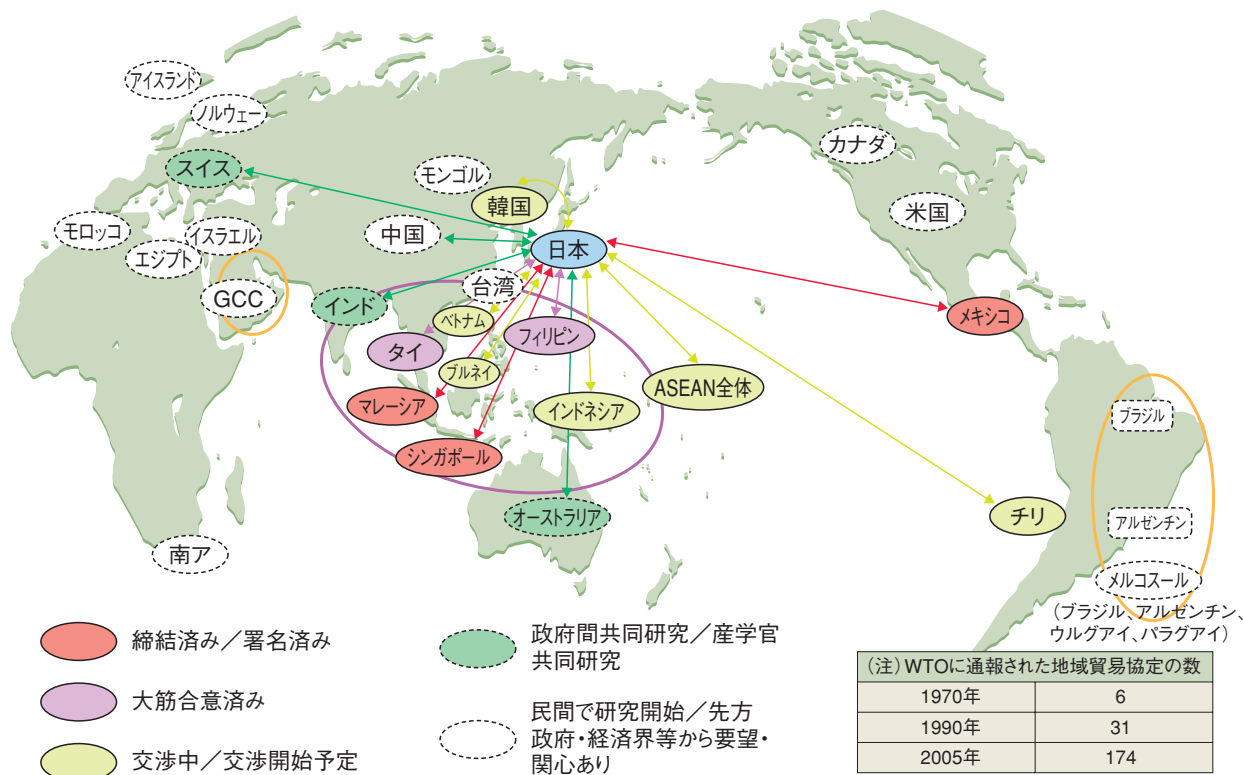
ベトナム及びブルネイとの間では、

ASEAN全体との交渉の一環として、4月から二国間協議を実施してきたが、12月の両国との二国間首脳会談では、二国間のEPA交渉立ち上げに向けた準備協議を開始することで一致した。

韓国との間では、2003年12月の第1回交渉以降、これまでに6回の交渉会合を重ねてきたものの、韓国側は依然として物品の関税撤廃交渉を開始することに慎重な構えを示している。日本としては、早期に交渉のテーブルに着くよう、韓国側に粘り強く働きかけている。

日中韓三国間では、投資に関して、2004年11月の首脳会議で「ビジネス環境改善のための政府間メカニズム」及び「投資関連の法的枠組みに関する政府間協議」という2つの政府間協議の創設が合意された。

経済連携強化に向けた取組の現状（2006年2月現在）



2005年から政府間協議を開始し、これまでに4回協議を開催した^(注14)。

インドとの間では、EPAの可能性を含め、経済関係強化の在り方について包括的に協議するための共同研究を7月から開始した。この共同研究会は、2006年6月に報告書を提出する予定であり、その中で、インドとのEPA交渉立ち上げについても積極的に検討していくことになる。また、エネルギー安全保障の観点から重要な湾岸協力理事会(GCC)との間でも、早急にFTA交渉を開始する方向で作業を加速していく。

さらに、オーストラリア及びスイスとの

間でも、経済関係の強化の在り方について政府間の共同研究を行っている^(注15)。

中南米地域に目を向けると、既にEPAが発効したメキシコに続き、1月以来、チリとの間で4回の共同研究会合が開催され、11月のAPEC首脳会談の際の小泉総理大臣とラゴス大統領との首脳会談でEPA交渉の立ち上げに合意した。チリは、銅・鉍石等の豊富な資源を有しており、また民主主義の定着、経済の近代化に成功した国である。チリとのEPA締結により、南米地域における拠点の確保することも期待される。

(注14) 2003年10月の日中韓首脳会議で、日本の提案により、三国間投資取決めに係る共同研究立ち上げに合意。2004年、上記共同研究が実施され、その報告書を踏まえ、同年11月の日中韓首脳会議で政府間協議の創設に合意した。2005年11月に第4回政府間協議を開催。またFTAに関して、1999年11月の日中韓首脳会議で、三国間の経済協力の強化に関する研究機関間の共同研究開始に合意したことを受けて、日中韓の研究機関の間で共同研究を開始。2003年から可能性としてのFTAの経済的効果に関して研究しており、2004年からは部門別の効果等について研究している。

(注15) オーストラリアとの間では、2005年4月の首脳会談で2年間の政府間共同研究をすることに合意し、11月に第1回会合を開催。スイスとの間では、4月の首脳会談で広く二国間の経済関係強化の在り方について政府間の共同研究を開始することに合意し、10月31日から11月1日に共同研究の第1回会合を開催。

3. グローバル化の進展に対応する国際的な取組

【総論】

2001年の米国同時多発テロ後の新しい国際環境の中で、世界経済の成長のみならず、持続可能な開発、貧困削減、テロ対策、大量破壊兵器等の不拡散といった地球

規模の課題への対応が急務となっている。日本は、G8サミットや経済協力開発機構（OECD）等で優先的な国際課題についての政策協調や基本ルール策定に積極的に参画し、これらの課題に取り組んでいる。

(1) G8サミット

7月6日から8日に行われたG8グレンイーグルズ・サミットでは、「アフリカ」「気候変動」の主要議題に加え、世界経済、地域情勢等について意見交換が行われた。小泉総理大臣は、「アフリカ」については日本の支援がアジアで成功した経験、「気候変動」については高度経済成長期における公害の克服や省エネ、エネルギー効率向上の経験をそれぞれ踏まえ、積極的に議論に貢献した。世界経済については、構造改革、エネルギー効率の向上、石油市場の透明性の向上等に取り組むことで合意し、日本の提起で知的財産権についてもとりあげられた。中東和平、北朝鮮、国連改革等についても議論され、イラク、スーダン、不拡散、テロ、拡大中東構想を含め計12本の個別文書が出された。サミット期間中の7月7日、ロンドンで連続爆破テロ事件が起きたが、G8首脳はテロに屈しない姿勢を



G8 グレンイーグルズ・サミット参加のG8首脳
(7月8日、英国・グレンイーグルズ 写真提供：内閣広報室)

保ち予定どおり議論を進めるとともに、声明を急遽^{きゅうきょ}発出し、一致してテロに立ち向かうとの断固たる姿勢を示した。

なお、それぞれの主要議題でアフリカ諸国、新興経済諸国の首脳が招待され、非G8諸国との対話^(注16)が行われた。

(2) OECD

OECD^(注17)は、各国政府間の政策調整やルールづくりの場としての役割を果たしている。日本は経済・貿易・開発をはじめ各分野で積極的に議論を牽引してきた。特に、5月の閣僚理事会では、日本は副議長を務めるとともに、町村外務大臣が、「人間中心の開発」及び「経済成長を通じた貧

困削減」を軸に途上国の開発に向けた努力を支援していることを強調しつつ、ミレニアム開発目標（MDGs）達成の鍵^{かぎ}を握るアフリカの開発を支援するためにOECDとしてアフリカの投資環境改善努力への具体的な支援活動を強化することを提案し、各国の支持を得た。また、日本は中東・北ア

(注16)「アフリカ」について、アルジェリア、エチオピア、ガーナ、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、タンザニアの首脳と、アフリカ連合(AU)委員長、「気候変動」について、ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカの首脳が出席したほか国連、IMF、世界銀行等の国際機関の長が出席。

(注17)経済協力開発機構(OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development):1961年、20か国で発足。日本は1964年に加盟。現在は30か国が加盟。経済成長、貿易、開発、環境、科学技術等幅広い分野について、分析や政策提言及び加盟国間での政策調整を行っている。

フリカ地域（MENA）の経済発展のためのプロジェクト^(注18)にも積極的に貢献している。OECDでは、グローバルな影響力を一層高めるため、加盟国の拡大や非加盟国との協力関係の強化を念頭に置いた運営面での改革の方策を議論しており、日本も議論に貢献してきた。

2006年5月末に任期の切れるジョンスト

ン事務総長の後任候補として、日本はエコノミストの竹内佐和子氏を推薦した。最終的には、メキシコの外務大臣、財務大臣を歴任したグリア氏が後任（任期5年）に決定したが、竹内氏はOECDの将来像や改革について明解な見解を示し、有益な貢献を行ったとの高い評価を得た。

4. 経済安全保障の強化

【総論】

日本は、国民の安定的な経済・社会生活の基盤となる原油や天然ガス、石炭等の一次エネルギー資源や漁業資源、農産物に加え、その他の資源の多くを海外からの輸入

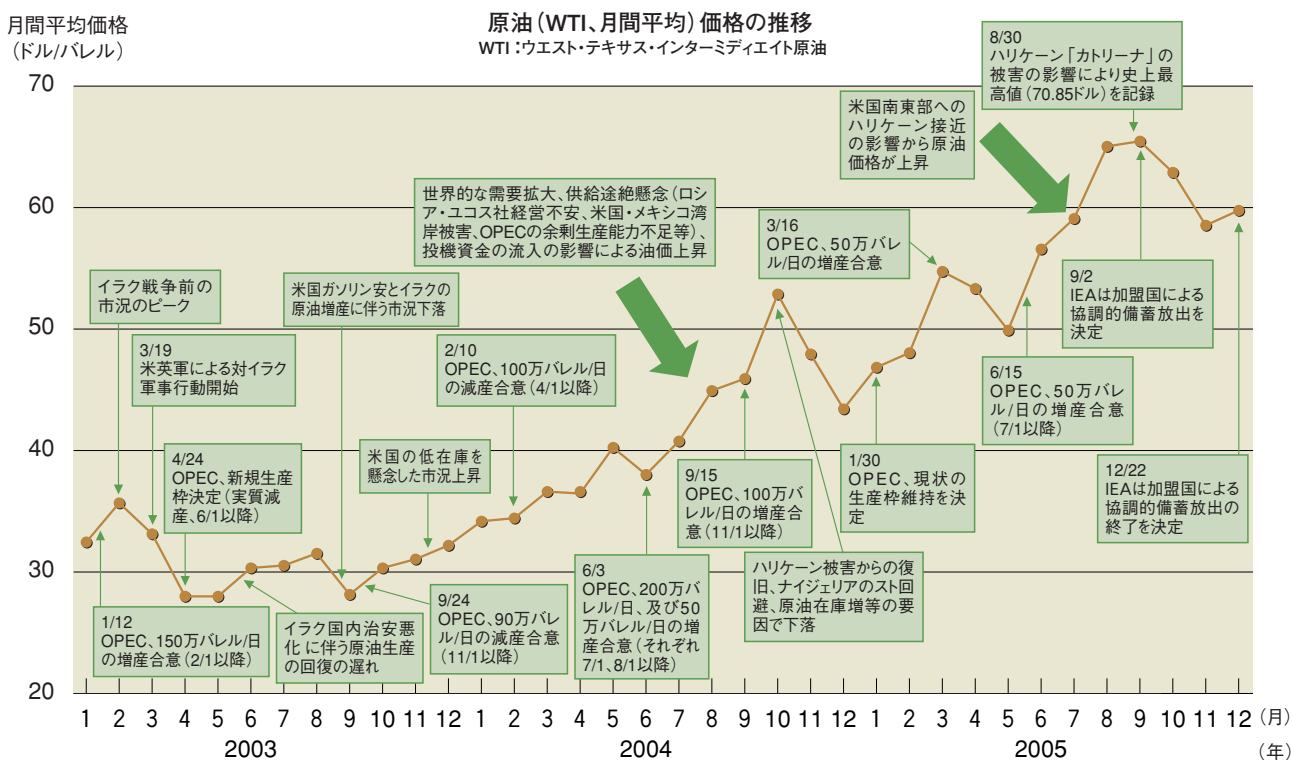
に依存している。資源の安定供給を確保することは、国民生活の維持・発展のために必要不可欠であり、そのための努力や国際協力の強化は日本の外交政策上、非常に重要である。このような認識の下、日本は以下の取組を行っている。

(1) エネルギー安全保障

2005年は中国・インド等といった途上国の経済成長に伴う需要の増加等を受け、前

年に引き続き多くの資源価格が上昇した。さらに、米国南東部のハリケーン災害に

原油価格の推移



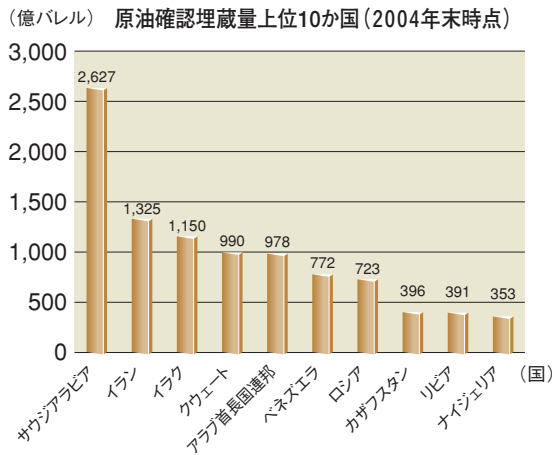
(注18) これまでに OECD が蓄積した知見を中東・北アフリカ地域に提供することにより、同地域の安定・発展に資することを目的とした活動。2004年から「開発のための投資」及び「パブリック・ガバナンス」に関する協力を推進している。

よって米国・メキシコ湾岸の石油供給が途絶したことを一因に、原油価格（WTI：ニューヨーク商品取引所における世界最大規模の原油先物指標）は8月30日、1バレル当たり70.85ドルの史上最高値を記録した。日本は高油価の継続が世界経済に与えるリスクを懸念し、国際エネルギー機関（IEA）の協調的備蓄放出（計6,000万バレル）に積極的に参加した。9月17日、ニューヨークで行われた日・GCC外相会

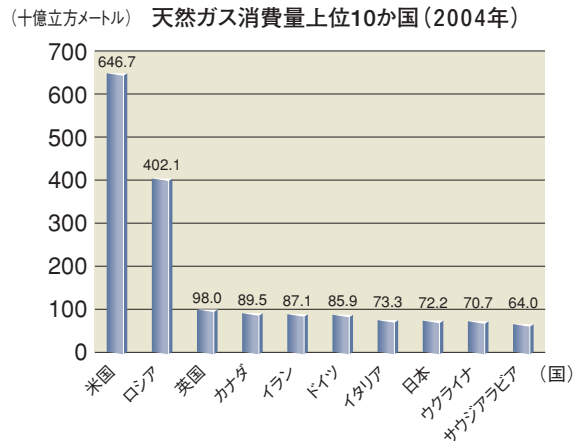
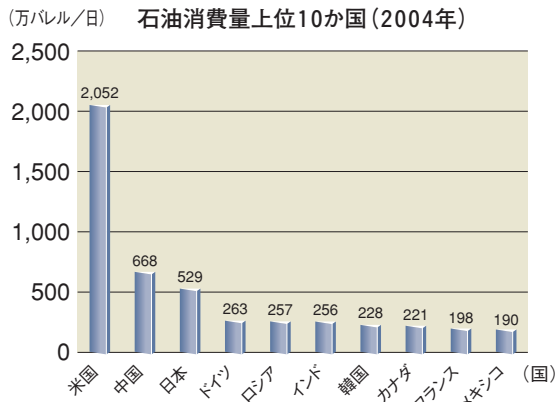
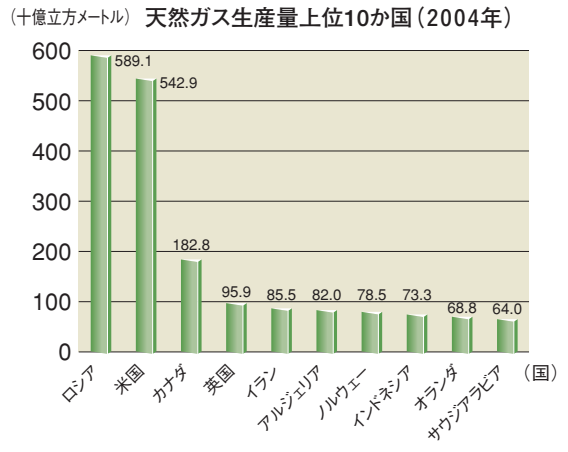
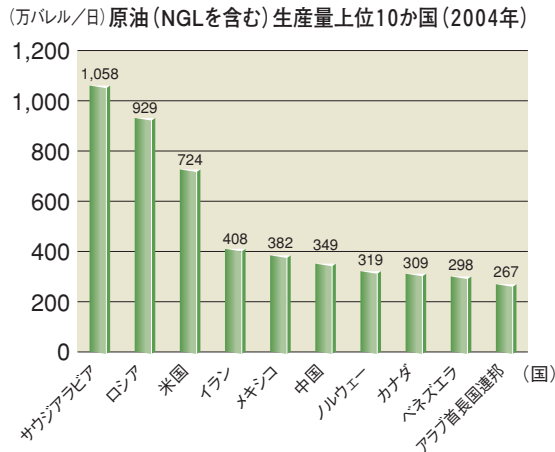
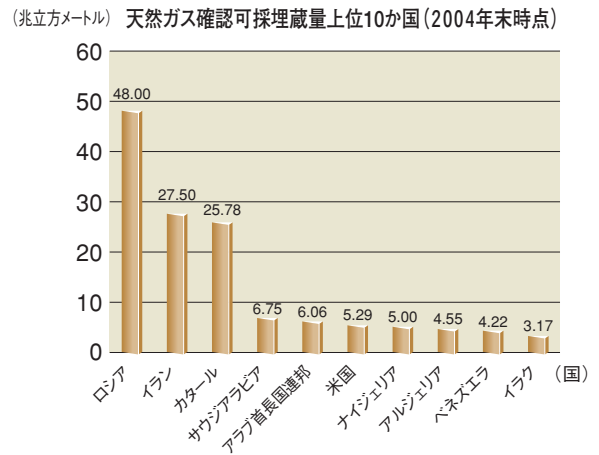
合では、町村外務大臣がGCC諸国に対し、また在外公館を通じ各産油国に対して増産を働きかけた。

エネルギー市場の透明性の向上、原油の安定的かつ適切な供給の確保、エネルギー効率の改善・省エネといった分野で、日本は国際協力の強化を引き続き積極的に推進した。IEAを通じて、他の加盟各国と協調し国際的な取組を強化するとともに、5月のIEA閣僚理事会や11月のサウジアラ

世界の原油埋蔵量・生産量・石油消費量上位10か国



世界の天然ガス埋蔵量・生産量・消費量上位10か国



出典:BP Statistical Review of World Energy (2005)
 (注) NGL (Natural Gas Liquid) は、天然ガス液と訳される。
 坑井を通じて地下から産出する天然ガスから分離・回収された液体炭化水素の総称で、常温、常圧で液体となる重質分を指す。

出典:BP Statistical Review of World Energy (2005)

ビアでの国際エネルギー・フォーラム常設事務局新庁舎開所式及び韓国での APEC 首脳会議、12月のマレーシアでの東アジア首脳会議等の場において、各国と意見交換した。11月に東京で行われた日露首脳会談の際には、両政府間で東シベリアー太平洋パイプラインの建設や省エネ及びエネルギー

効率向上の推進、投資環境整備等の協力を確認した日露エネルギー協力文書が署名された。日本は自らのエネルギー供給の確保のみならず、全世界的なエネルギー安全保障の向上に向けた積極的な経済安全保障外交を推し進めている。

(2) 海賊対策

日本は、石油や鉱物等のエネルギー資源の輸入を海上輸送に依存し、特に石油はほとんどすべてが東南アジアの海上を通過している。アジアにおける海上の安全確保は、日本の海上輸送にとって重要なだけでなく、この地域全体の安定と経済の発展にも極めて重要である。

アジアでは1990年代後半から、海賊事件が急増傾向にある。2004年に全世界で発生した330件の海賊事件のうち、約65%に相当する214件が東アジア及びインド洋を含むアジア地域で発生した（図表「海賊事件報告件数」参照）。なお、2005年3月に日本船籍のタグボート「草駄天」が、マラッ

カ海峡で襲撃を受け、船長ほか2名が誘拐される事件が発生している。

近年の深刻な海賊発生状況を受け、2001年11月の ASEAN+3 首脳会議において、小泉総理大臣が海賊問題に対する地域協力促進のための法的枠組みを提唱した。それ以後、日本の主導の下に交渉が継続され、2004年11月に「アジア海賊対策地域協力協定」が採択された（日本は2005年4月に締結）。本協定の早期の発効を通じ、アジア地域における海賊情報の共有体制や各国協力網の構築を通じた海賊対策の促進が期待される。

海賊事件報告件数

区分	年	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
東アジア		133	109	100	173	257	178	175	193	173
東アジアのうちマラッカ海峡		12	8	6	37	112	58	34	36	60
インド洋		30	41	25	51	109	86	66	96	41
アフリカ		28	41	41	52	62	80	70	89	70
中南米		32	45	38	29	41	23	67	72	46
その他		5	16	6	4	2	3	5	2	0
合計		228	252	210	309	471	370	383	452	330
日本関係船舶の被害件数		11	18	19	39	31	10	16	12	7
東アジアにおける日本関係船舶の被害件数		10	12	14	28	22	4	12	11	7

出典：国際海事機関（IMO）「海賊行為等報告書（2004年版）」等、国土交通省「海事レポート（平成17年度版）」

（注）IMOの調査による2004年の被害件数は、330件となっており前年（2003年）の452件と比較して122件の減少。この中では、シージャック事例9隻、行方不明船3隻が報告されており、30名が殺害され、87名が負傷、140名が人質または行方不明となっており、事案の凶悪化の傾向が認められる。

(3) 海 洋

日本は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、国連海洋法条約を中心とする海洋の法的秩序の適切な運用と発展に重大な利害

を有している。

国際海洋法裁判所^(注19)の設立以来、裁判官を務めていた山本草二氏の任期満了に伴

（注19）海洋の法的秩序を包括的に規定する国連海洋法条約により、同条約の解釈及び適用に関する紛争等の平和的解決を行う機関として、1996年に設立された。

い、日本は6月に国連海洋法条約締約国会合で行われた同裁判所裁判官選挙に際し、柳井俊二中央大学教授を候補者として指名し、締約国の広範な支持を集めて柳井教授が裁判官として選出された（任期は2014年まで）。

また、国土面積が小さく天然資源に乏しい島国日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される海底資源は、経済的な観点から重要である。

国連海洋法条約では、沿岸国の200海里までの海底等をその大陸棚とするとともに、大陸縁辺部が200海里を超えて延びている場合には、海底の地形・地質等が一定

の条件を満たせば、沿岸国は200海里を超える大陸棚を設定できるとしている。日本は、海底資源の安定的確保を通じた経済的な権益を確保するため、同条約に基づき日本の大陸棚の限界を最大350海里まで延長すべく、周辺海域の海底地形・地質調査を進めている。また、大陸棚限界延長に関する情報共有は各国の大陸棚延長準備に資するとの考えの下、第60回国連総会決議「海洋及び海洋法」の検討に際し、国連事務総長に各国の情報共有を促すよう取り組むことを求める提案を行い、決議の内容に反映させた。

(4) 食糧

食糧の多くを輸入する（カロリー換算で約6割）日本は、その確保のために必要な国際協力を進めるとともに、飢餓をはじめとする国際的な食糧問題に積極的に取り組んでいる。

インド洋津波被災国・地域の支援のため、1月17日、インドネシア、タイ、スリランカ、モルディブへの国連食糧農業機関（FAO）の緊急対策事業に対して、日本は500万ドルの無償支援を決定した。本事

業では被災者への穀物、野菜等の種子供与や漁船の改修等、農村・漁村の自立復興に向けた具体的支援が行われた。

また、日本は平時の農業分野への支援においても、開発途上国の住民の自立を重視している。こうした中、2006年2月からの国際穀物理事会（IGC）^(注20)の事務局長に、食糧輸入国の代表としては初めて、日本から北原悦男国際協力機構（JICA）理事が選出された。

(5) 漁業（マグロ・捕鯨問題等）

世界の海洋漁業資源が、その4分の3あるいはそれを超える割合^(注21)で乱獲されているとの懸念が広まりつつある中、日本は世界有数の漁業国、水産物の輸入国として、国際的な場においても、海洋生物資源の持続可能な利用と適切な保存管理、海洋環境保全のための協力に積極的な役割を果たしている。

近年、各地域の漁業資源管理機関においては、違法・無報告・無規制（IUU）漁船

等への対策が進んでいる。大西洋、インド洋、東部太平洋及び南太平洋のマグロ類のための各漁業管理機関では、日本のイニシアティブにより、ポジティブリスト措置が導入された^(注22)。こうした機関では、資源の保存管理のためのルールを定めており、最近ではルールを遵守しないケースに対し、漁獲枠の削減や輸入規制等、厳しい措置を講じる動きも出ている。日本は8月、日本のカツオ・マグロ類漁業生産の約80%を占

(注20) 穀物貿易に関する情報交換等を通じた国際協力の促進により、国際穀物市場の安定と世界の食糧安全保障を高めることを目的とする国際機関。

(注21) FAO, "The State of World Fisheries and Aquaculture 2004", P32

(注22) 規制を遵守している正規船及び正規の畜養場のリストを作成することにより、同リストに掲載されていないIUU漁船や規制を遵守しない畜養場からの輸入を認めないもの。

める中西部太平洋における漁業資源管理を目的とした、中西部太平洋まぐろ類条約を締結した。

捕鯨については、6月の第57回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合で、持続可能な利用を支持する国の数と反捕鯨国の数が拮抗したものの、日本の調査捕鯨実施に対する反対決議が可決され（法的拘束力はない）、南氷洋ミンク鯨や日本沿岸ミンク鯨

等の商業捕獲枠の設定提案は否決されるなど、商業捕鯨の再開への見通しは立っていない。日本は、科学的根拠に基づき、保護すべき鯨種は適切に保護しつつ鯨類資源の持続可能な利用を図るべきとの立場であり、IWCにおいて、同じ立場の加盟国との連携を強化し、持続可能な利用の原則の支持を積極的に働きかけている。

5. 対日投資の促進

外国企業との提携による自動車会社の再生や、新しいスタイルのコーヒーショップやリゾート事業の成功等に見られるように、海外からの直接投資は日本に新しいビジネスモデルをもたらし、日本経済の活性化と競争力強化にも貢献している。

こうした中で、日本を外国企業にとってより魅力ある市場にするための様々な対策を講じ、2001年からの5年間で対日直接投資残高の倍増を目指すこととした。Invest Japan（インベスト・ジャパン）キャンペーン^(注23)を立ち上げ、政府一体となって、①行政手続きの見直し、②事業環境の整備、③雇用・生活環境の整備、④地方と国

の体制整備、⑤内外への情報発信－の5つの重点分野からなる「対日投資促進プログラム」を現在実行している^(注24)。これまでに、例えば日本の魅力をアピールするための海外でのセミナーの開催や国内法令の外国語訳の推進等を実現している。

外務省は、在外公館を積極的に活用し、日本の関係機関とも連携しつつ、対日投資の広報や促進に注力している。また欧米との投資に関する種々の対話^(注25)等で、規制改革を含めたビジネス環境整備等の幅広い分野について活発な議論と意見交換を行っている^(注26)。

6. 科学技術分野の国際協力

【総論】

国際社会は、持続的発展、地球環境問題、資源エネルギー問題、安全・安心な社会の実現、防災等の様々な諸課題の解決のために、科学技術を駆使した国際協力を重視している。日本は、このような観点から科学技術の一層の発展と応用を目指し、各

国との二国間協力を進めるとともに、一国では実施できない大規模な国際科学プロジェクトを促進するため、多国間の国際協力を積極的に進めている。

【各論】

科学技術の二国間協力推進のため、日本は、各国と科学技術協力協定を締結してお

(注23) Invest Japanのロゴの下、政府及び関係機関が一体となった取組を実施。小泉総理大臣自らが出演したテレビCMや新聞広告を米国で流すなど、積極的な広報を展開。また関係各省庁に設置された対日直接投資総合案内窓口や、日本貿易振興機構（JETRO）の対日投資ビジネスサポートセンター（ワンストップサービス）を通じ、充実した情報・支援サービスを投資家に提供している。

(注24) 2001年末の対日直接投資残高6.6兆円が2004年末時点で10.1兆円まで伸びた。

(注25) 「日米投資イニシアティブ」は2001年6月の日米首脳会談において設置された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下にある6つのイニシアティブ・会議のうちの一つ。また「日・EU 双方投資促進のための協力の枠組み」は2004年6月の日・EU 定期首脳協議において発表されたもの。

(注26) 日米投資イニシアティブでは教育・医療分野への投資促進、国境を越えた企業の合併・買収（M&A）取引環境の整備、労働の流動性等について議論。日・EU 双方投資促進のための協力の枠組みでは規制当局間の対話と協力、双方における投資環境の整備、投資促進のための交流事業の実施等が表明されている。

り、協定に基づく定期的な政府間会合等を通じて、科学技術政策及び諸課題に関する意見交換や、具体的な共同研究案件についての協議を行っている。2005年には、イタリア、米国、中国、カナダ、インドとの間でこうした会合を行った。また、EU、スイスとの間では、協定締結交渉を進めており、協力促進を図っている。

大規模な国際科学プロジェクトの推進例としては、資源エネルギー、宇宙、地球観測、不拡散の分野における日本の積極的な取組が挙げられる。

資源エネルギーの分野では、核融合エネルギーが人類の恒久的なエネルギー源の一つとして期待されているが、日本はその実現可能性を実証するための国際共同プロジェクトである ITER（国際熱核融合実験炉）を推進している。2005年6月に、ITER建設地を南仏カダラッシュとすることが参加国、機関間で合意された。現在、日本はITER共同実施協定の交渉妥結、ITER計画の早期開始を目指して、積極的に政府間協議に臨んでいる。

宇宙分野では、日本は、宇宙空間という特殊環境の中で様々な実験を行う研究所を建設する国際宇宙ステーション（ISS）計

画に各国と共同で参加している。ISS計画の中で、日本初の有人実験施設「きぼう」が打ち上げられる予定である。また、日本では、ISSへの物資輸送手段の一つとして、宇宙ステーション補給機（HTV:H-II Transfer Vehicle）の開発に取り組んでいる。

地球観測の分野では、全地球規模での観測の必要性が高まる中、日本は各国と協力し、アルゴ計画（高度海洋監視システム）^(注27)、統合国際深海掘削計画（IODP）^(注28)等を中心に推進している。また、2005年5月に正式に発足した地球観測グループ（GEO）では、全球地球観測システム（GEOSS）10年実施計画を実施するため、12か国からなる執行委員会の一員として計画実施に積極的に取り組んでいる。

不拡散分野では、ソ連の崩壊に伴う大量破壊兵器関連技術の拡散を防止するために1994年に設立された国際科学技術センター（ISTC）を、日本は米国、ロシア、EU、カナダと共同で運営し、旧ソ連諸国で大量破壊兵器の研究開発に従事していた研究者・技術者の民生転換を支援している。日本は、ISTCのプロジェクトに対し、これまで約6,000万ドル（2005年現在）の支援を行っている。

統合国際深海掘削計画（IODP）

2003年10月から始動し、日本、米国を中心に欧州、中国の計15か国が参加する多国間国際協プロジェクト。日本の地球深部探査船「ちきゅう」と米国の掘削船を主力掘削船とし、欧州が提供する特定任務掘削船を加えた複数の掘削船を用いて深海底を掘削し、地球環境変動の解明、地球内部構造の解明、地殻内生命の探求等について研究を実施。

「ちきゅう」は、海底下7,000mの掘削を可能とする科学掘削船であり、2005年7月に完成し、試験運用を経て、平成2007年9月からIODPの枠組みにおいて、国際運用を開始する予定。

地球深部探査船「ちきゅう」 （2005年7月完成）

全長： 210m
全幅： 38m
総トン数：5万7,100t
水面からの高さ： 121m
海底下掘削深度： 7,000m



(注27) 海面から水深2,000メートルまでの水温・塩分データを観測・通報するフロートを全世界で約3,000個展開する海洋監視システムの構築計画。

(注28) 日本が提供する深海掘削船（深海底7,000メートルまで掘削能力を有する）等を用いた地球深部探査計画。